

至急大歯発第1007号
令和3年1月14日
(学術地域保健課扱い)

地区代表者 殿

大阪府歯科医師会
会長 太田 謙 司**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の再発令を踏まえた
大阪府後期高齢者医療歯科健康診査における対応について**

平素は、会務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、1月13日付にて、大阪府に緊急事態宣言が再発令されたことを受け、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合より【別添】のとおり通知があり、緊急事態宣言期間中における標題歯科健康診査の対応は下記のとおりとなりました。

つきましては、貴地区同歯科健康診査登録医療機関へ早期に確実な方法で周知してまいりますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【別添】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の再発令を踏まえた
大阪府後期高齢者医療歯科健康診査における対応について

(大阪府後期高齢者医療広域連合給付課長)

<緊急事態宣言期間中における大阪府後期高齢者医療歯科健康診査の対応>

●緊急事態宣言の期間中は、原則として歯科健診を実施しません。

(被保険者へは歯科健診のご案内(別紙)にその旨を記載して送付しています。)

●緊急事態宣言の期間中に歯科健診の予約を行っていた場合、

これを直ちに取消す必要はなく、被保険者と医療機関の合意の下で

実施することは差し支えありません。

(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染対策等を適切に講じていただくようお願いいたします。)

※緊急事態宣言の期間中に歯科健診を行った場合も、費用は通常どおりお支払いします。



大広給第 1678 号
令和 3 年 1 月 13 日

大阪府歯科医師会 御中

大阪府後期高齢者医療広域連合
給付課 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の再発令を踏まえた
大阪府後期高齢者医療歯科健康診査における対応について

平素は、大阪府後期高齢者医療広域連合の事業運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

さて、この度、令和 3 年 1 月 13 日付で大阪府に緊急事態宣言が再発令されたことを受け、緊急
事態宣言の期間中の大阪府後期高齢者医療歯科健康診査（以下、「歯科健診」という。）について、
以下のとおりとさせていただきますので、歯科健診実施機関に周知していただきますようお願い
いたします。

- ・緊急事態宣言の期間中は、原則として歯科健診を実施しません（被保険者へは歯科健診のご案内
（別紙）にその旨を記載して送付しています）。
- ・緊急事態宣言の期間中に歯科健診の予約を行っていた場合、これを直ちに取消する必要はなく、
被保険者と医療機関の合意の下で実施することは差し支えありません。ただし、新型コロナウイ
ルス感染症の感染対策等を適切に講じていただくようお願いします。
- ・緊急事態宣言の期間中に歯科健診を行った場合も、費用は通常どおりお支払いします。

大阪府広域高齢者医療広域連合
給付課 事業係
歯科健診担当：前野、上田、今野
〒540-0028 大阪市中央区常盤町 1-3-8
（中央大通 FN ビル 8 階）
電話：06-4790-2031 FAX：06-4790-2030

